時事新報

明治十九年二月八日　月曜日　(己亥)
舊丙戌正月五日
日出午前六時三十六分　日入午後五時三十八分
滿潮午前八時十六分　午後八時三十二分
(西暦一千八百八十六年)

社告

○時事新報豫約御申込被成下候ニハ新報代價並ニ郵便税モ必ズ前金ヲ以テ御拂込被成下度候尤前金相切レ候ヘハ其日限リ新報ノ發送相見合セ候

○新報代價並ニ郵便税トシテ御送附相成候金員當方ニテ正ニ落手仕候節其都度書面ヲ以テ御通知ハ不申上其代リニ毎日御發送申上候新報ノ帶封ヘ新報何號ノ迄(前金何月何日)ト記入仕置候間御承知可被成下候是ハ此日迄ノ新報代價並ニ郵便税トモ御前金相成居ルニ付此日マデハ新報發送仕候ト申ス事ニ候

○郵便爲替又ハ銀行爲換等ヲ以テ時事新報代價御拂入レ被成下候節當方ノ名宛ハ(時事新報社)ト致シ郵便爲換ナレバ(東京郵便本局)ニテ受取ルベキ様御取組被成下度候

○御住所ノ御都合ニテ郵便爲換又ハ銀行爲換等御取組被成下候儀相不叶候方ニ限リ時事新報代價並ニ郵便税共一錢又ハ二錢ノ郵便切手ニテ御拂入レ被成下候モ苦シカラズ候

○時事新報御購讀ノ諸君ニテ住所御移轉等ノタメ新報配達先キ御取替ヘ被成度節ハ新舊兩方ノ所番ヲ併テ御通知被成下度候

時事新報

徴兵遁れの弊風

明治十六年布告の改正徴兵令は其精神に於て我輩の間然する所なきのみならず更に賛成の意を表せざるを得ず蓋し此改正令を以て舊令に比すれば幾分か徴集の區域を廣くして國民の義務を負擔するに不公平の種を減じたるはあり然りと雖ども之を實地に施して今日に至るまで既に二箇年にして國民が此法律に對して如何なる感觸をなせるやと尋ると是は其内實に於て言ふに忍びざるの不德と働く者多きが如し德不德は法律の問ふ可き限にあらされば如何なる不埒者にても政府の罪人には非ずと雖ども公德を重んずる我輩の私として見るときは我國人に向て聊か不平なきを得ず其次第を簡單に申さんに

舊徴兵令には免役料の法ありて兵役合格の者にても二百七十圓の金を納れば役を免かるゝものが新徴兵令には此法を廢したるに付き富家の子弟は遁るゝに路なく百方その方略を講じて三策を得たり第一學術修業と稱して外國へ遊學する事、第二年齢六十歳以上の老戸主にして子なきか又は死籍に相續人なき者を求めて養子相續する事、第三官立公立學校に入る事、以上三策の中にて外國へ遊學は更に多少の金を要し且外情に暗き者は容易ならず其餘力もならざれば其難甚しく少なくとも苦しき第二策の養子を最も簡便なる法にして甚だ行はれ易し老戸主及び死籍の家は世間に少なからず夫れも中等以上の資産もあり家柄ある家の養子と撰ぶ所望の家は多けれども家もなく家財もなく所謂無戸の戸主が若して依る所なく死して遺族は餓る者は固より養子の人物家柄を論ずるに遑あらず唯養子の印に若干の金を要求して相續と稱し兵役を免かれしむるのみ其事情を推察すれば金を以て無戸の戸名を賣買する者と云ふも可なり世俗の言に據るに戸名の價一樣ならず貧困なるものあり何十圓なるものあり唯その養子たる者の貧富と家の緩急とを求むるの緩急とに由りて異なり或る富家が其子二名の爲めに養家を求めし先方の家の資産を引受け老人を引取りて豊に之を養ひ表向の名義は子と祖父との關係なりと云ふものなれども其實は一子の徴兵遁れたるために一戸の貧家族を負擔し三子のために要したる金は千を以て計ふるの數なりと云ひ或は町家の雇人又は貧書生の如きは手輕に女戸主の家か又は偶然にも都合好き死籍等を求め得ることあり之は僅に十圓か十五圓金を以て目的を達することありと云ふ斯る惡習は舊徴兵令の時にも往々聞及びたることなきにはあらざれども其時代には彼の免役料の法もあり且嫡子は其父兄六十歳以上免役の法に在て免役の區域廣くして最後に遁路もありしが故に養子相續と求むること今の如く甚だしからず隨て戸名賣買の風も盛ならず、賣買量あらざれば價も亦貴からざりしと雖ども今や之に反して最後に金と納る法は廢して戸名の需要は以前よりも増したるが故に其密賣買に金を費すもの多きも亦謂れなきに非ず或人の説に昔しの免役料は公に政府に納め今の免役料は私に貧老戸主に拂ふと言ひしは其言戯に似たれども事實は一斑を寫し得て妙なり又第三策の官立公立の學校に兵役を遁るゝも頗る強の手段にして且この手段は一錢の金を費さずして目的を達すべきものなれば天下の人心みな此に向はざるを得ず新令布告以來官公立學校の盛なるは實に非常なるものにして以前は各地方に學校を設立しても兎角入校の少なきに苦しみたるものあるが今日の學校門前は常に市を成し唯その入れざるを恐るゝのみの如し現に東京大學豫備門の如き生徒は數百五十名乃至二百名ありしものも次第に群集して今は既に千五百名に增したりといふ甚だしきは地方などに於て時としては教師に私請して入校の義を宜しく御願ひ申す者もあるよし尚甚しきは首尾能く入校して首尾能く卒業しては卒業後の年齢尚ほ徴兵の年限内に在り左りとては以ての外のことありとて態と課業を怠りて試験に落第し以て卒業退校の期を延ばすは小計略と遁らす者ありて之がために學校の教場に眞面目の勉強生と故造の懶惰生と打混じ教師のため不都合少なからざるものありといふ

右の如く徴兵令に關して人民の奸策と施すも事實にこれ有らば尚ほ枚擧に遑あらず實に申せば竊盜放火等の惡事あれば唯政府の法に於て之を罪するのみならず人生普通の道德心に訴へて之を咎むること甚だしく假令へ法律上に見遁すことあるも公衆人は私に於て擯む者なきが故に罪を犯すことを自から少なしと雖ども徴兵遁れの一事は少しく趣と異にし政府の法と遁るゝて要むべきに非ざれども左りとて其當局者に於て深く愧るにもあらず傍の人も亦大に之を隱しむにあらず今日民間に談ずるに徴兵○○○○○養子○○徴兵入校などいへる尋常一樣の事柄にして其工風はよく巧みにしていよいよ狡猾あればいよいよ之を稱賛して遂に一場の笑に附するに過ぎず流俗の弊風も亦甚だしと云ふべき斯る次第あれば何れよりも特に方法を設けて嚴に取締を爲すこと今日は急要なるべしと雖ども差向き我輩の所見にて何も困難なくして弊害の一部分を防ぐの法は官立公立の學校に免役猶豫の特典を廢するの一事なり抑も今の徴兵令の精神と擴張すれば戸主も嫡子も官吏も貴族も區別なく苟も日本國に生れたる男子なれば一樣平等に國役に服せしむることを至當なりと思へども是れは法律の根底より改正することなれば一朝一夕の議に決すべきに非ず故に此改正は他日の議に讓るとして彼の學校の特典と廢するの一事なれば今日を俟して明日より其實效と呈し何事にも關係する所なくして唯今日の弊風を除き去るは利益あるべきのみ一日と猶豫すれば一日の人心を腐敗せしむるの恐れあり我輩は只管政府の英斷と希望する者なり

官報

○明治十九年二月五日

任元老院議官　陸軍少將正五位勳三等　原田一道
任外務書記官　正六位　古澤滋
任理事　歩兵中佐正六位勳三等　葛岡信綱

○辭令

御用有之歐洲へ被差遣(二月五日内閣)　農商務大臣陸軍中將　子爵谷干城
免本職(同)　戸山學校長陸軍少將　今井兼利
宮内省四等出仕　川田剛
宮内權少書記官　波多野尹政
宮内省七等出仕　西尾爲忠
宮内省七等出仕　黒岩直方
圖書寮御用掛　矢野玄道
掌典　山田有年
宮内省御用掛　山本實政
仝　床次正精
式部職御用掛　飯田年平
宮内省御用掛　佐々木長淳
仝　子爵千種有任
仝　谷鐵臣
仝　子爵九鬼隆義
仝　穗波經度
仝　平山季雄
仝　根本通明
仝　子爵脇坂安斐
仝　武田敬孝
(各通)

○特派大使謁見(二月五日宮内省)　甞に西班牙國皇帝アルフォンス第十二世御葬儀の節特派大使として會葬仰付られたる侯爵蜂須賀特命全權公使は昨年十二月十日西班牙國外務大臣より明十一日午後四時攝政皇太后陛下が蜂須賀大使を延見せらるべき旨の通知ありたるに由り當日參内外務大臣の誘導に依りて謁見の間に到る少時にして皇太后陛下は臨御あらせられ大使へ左の敕語ありたり

今般ノ不幸ニ際シ貴皇帝陛下ハ直ニ電信ヲ以テ懇篤ナル弔詞ヲ陳ヘラレ特ニ亦卿ヲ特派大使トシテ法會ニ參臨セシメラル其情誼ノ厚キ感謝ニ堪ヘス

大使は右敕語に對し謹みて答辭を述へ退出せり又同大使は同月十七日巴里府に歸着せる旨電報あり

○官吏死去　海軍大主計正七位勳六等江口綱雄は去月二十八日非職函館縣大書記官有竹裕は本月一日孰れも病死せり

○諸掛廢置　宮内省中賢所御用掛青山御所御苑掛并に出仕官御用掛京都御用掛改廢と爲せられ、侍從職中に御歌掛を設け御歌掛長、寄人(寄人は臨時に仰付けらるゝ者)を置る旨昨五日宮内大臣より達せられたり

○元山港居留本邦人の數　昨年十二月の調査に據れば目下朝鮮國元山港に居留せる我が國民は合計二百三十四人内男百四十六人女八十八人なり(外務省報告)

(以上六件本年二月六日官報)

○通貨の事歴(續き)　又右ノ時中ニ當時幕下十五萬及都會ノ町人增々奢侈ノ增長ハ上ノ風俗ニ倣ヒ三四十年來殊ニ甚シ此ノ奢侈ノ增長ハ上ノ風俗下ニ移レルモノナリ記セシ此ノ如ク費用ノ困難ナルニ一方ニハ奢侈ヲ肆ニスルノ困難ノ嵐ヲ逐ヒテ彌々加ハリタル足ラサルナリ然リ而シテ當時政府ハ其ノ急ヲ濟フニ貨幣ヲ改鑄スルノ紙幣ヲ發行スルノ國債ヲ募ルカノ三件ニヨリ外ニ手段ナシ故ニ鑄ノ手段ヲ取リタルナリ而シテ政府自ラ奢侈ヲ肆ニ財政ヲ紊リ之ヲ掩フニ貨制ヲ變更シテ劣惡新貨ヲ[illegible]札ハ寛文中(…)ヨリ四年前迄ノ間[illegible]苦ム年ノ故ヲ以[illegible]之ヲ發行セル[illegible]テハ和歌山其[illegible]漸增加ス三王[illegible]保奢侈(國用[illegible]時ノ將軍綱吉[illegible]際ニ行ハレサ[illegible]ニ許スニ藩札[illegible]是ニ由リテ之[illegible]百十餘年ヲ出[illegible]亂ノ価ヲ作リ[illegible]ヲ發行スルヘ[illegible]在ルヲ知ル[illegible]既ニシテ寶永[illegible]リテ政ヲ執ル[illegible]テ一般人民ノ[illegible]ヲ講究シ新井[illegible]發セリ(正德二[illegible]二歳ヲ歴テ正[illegible]タリ而シテ此[illegible]慶長ノ舊制ニ[illegible]貨ハ凡二十一[illegible]是ヲ舊政府貨[illegible]正ノ金銀貨ハ[illegible]合同シ通稱シ[illegible]享保金銀ノ内[illegible]スルニ由ナシ[illegible]薨ル其ノ嗣家[illegible]吉宗將軍代[illegible]一新シ其ノ經[illegible]テ更ニ金銀貨[illegible]慶長金ノ上ニ[illegible]所謂享保金銀[illegible]スルテ此ノ[illegible]一年ノ間ニ於[illegible]十八萬兩又享[illegible]年間ニ於テ鑄[illegible]リト云フ(未完)

雜報

○栗林縣太郎氏[illegible]れ其主筆とある[illegible]きたり

○銀行會社利益[illegible]
八王子第卅六　弘前第五十九　[illegible]第六十七　[illegible]第八十七　鳥取第八十二　東京第九十五　[illegible]第百二　[illegible]第百三　[illegible]第百九　高松第百十四　延岡第百四十五　八戸第百五十　京都第百五十三[illegible]

○德島近況　一[illegible]

○警部長會議[illegible]と開き即日閉會[illegible]愛媛縣警部長[illegible]石の兩同警部、[illegible]用京都府警部[illegible]分通りは舊暦を[illegible]暦と用ふれども[illegible]は氣候も暖よし[illegible]はしくして年末[illegible]